

平成26年9月27日
内閣府（防災担当）御嶽山噴火に係る
災害救助法の適用について
【第1報】

1. 災害の概要

御嶽山噴火により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、長野県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【長野県】 木曾郡木曾町 （きそぐんきそまち） 木曾郡王滝村 （きそぐんおうたきむら）	9月27日	平成26年9月27日の御嶽山噴火により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
熊野、大橋、山内
TEL 03-5253-2111（内線51359）
03-3593-2849（直通）